

■今月は、まず、補助金のご紹介をします。

《創業補助金》

もうすでに公募が開始されていて、6月30日が締め切りですが、**3月24日（月）までの受付分が先行して審査され圧倒的に有利**です。

▼補助対象者：平成25年度3月23日以降に会社設立を行った方またはこれから創業しようとする方

▼補助対象事業：新しいビジネスモデルで需要や雇用を創出する事業 + 認定支援機関の支援を受けて進める事業（三澤会計は認定支援機関です。）

▼補助対象経費：店舗借入費、設備費、販路開拓費など

▼補助金額：上限200万円（補助率 2/3）

なお、詳細は、まずはこちらから入ってご覧ください。

<http://misawakaikai.jp/updates.html>

T O P I C

退職のときの手続、退職後の手続

■3月は、退職する方が多い時季です。そこで、今月は退職と退職後の手続についてです。

■まず今回は社会保険です。

社会保険は、退職すると「**資格喪失届**」を提出することになります。

■これは、原則退職後5日以内に届出をしないといけません。

なかなかお互いに連絡する中では5日以内というのも難しい場合も多いですが、なるべく早く届出をしないといけません。

■そのときに、**本人の「健康保険被保険者証（通称保険証）」とその方の扶養に入っている方の保険証**も必要になります。

退職する方からは**必ず全部の保険証を返してもらって**ください。

■どうしても返してもらえない場合には、「**回収不能届**」という届出をします。

■この届出には保険証を返してもらうよういかに努力したか、という履歴を記入するようになっています。

■この「回収不能届」は、あくまでもどうしても返してもらえない、という場合に限り、その方の退職後1ヶ月以内には届出をすることになります。

■さて、社会保険喪失後は、保険・年金については、次の会社等で社会保険等に引き続いて入らなければ、通常3通りあります。

①任意継続—国民年金

②扶養に入る—国民年金（第3号含む）

③国民健康保険—国民年金

▼①任意継続—国民年金

退職翌日から**20日以内**に手続きを取って、今まで給料等から引かれていた健康保険料の**2倍**（本人負担と会社負担）を毎月納付することで、**2年間**は今までと同じ健康保険でいられる、ということです。（保険料の上限は、32,396円です。）

▼②扶養に入る—国民年金（第3号含む）

退職後、雇用保険の失業給付の額が小さいとか自己都合で3ヵ月もらえない、または全くもらえない場合に、収入（年金とか不動産とかパート代とか）が、年当たり**130万円**（60歳以上は**180万円**）以下だと、ご家族で社会保険等に入っている方の扶養になることができます。

ただし、3親等内とか生計維持だとか同居だとか収入についてその他の要件があります。

▼③国民健康保険—国民年金

以上の①②でなければ、国民健康保険に入ることになります。（**国民皆保険**ですので。。）

▼国民年金

①～③**すべて国民年金を掛ける**（**国民皆年金**ですので。。）ことになりますが、この中で**唯一年金を支払わない場合があります**。

それは、「②扶養に入る」のうち、社会保険等に入っている夫の扶養に入る**妻**（第3号）、です。

■では、次に①～③のうちどれが良いのか？についてです。

▼①～③すべて、お医者さんに掛かったときの**自己負担は同じ**です。（**通常3割**、高齢者1割、幼児等2割、等々。。）

▼給付については、①任意継続の場合今までの健康保険が継続するので、任意継続が終わった後（退職したあと最長２年後）も傷病手当金や出産・死亡についての給付が受けられる場合があります。

▼最後に保険料ですが、まずは健康保険について。
一番低額なのは、②扶養に入るで、**０円**です。
①と③とでは、①任意継続の最後に給料から引かれていた健康保険料を２倍した額（上限あり）と、③国民健康保険の額を市区町村に直接聞いて、その額とを比較してください。

年金については、②扶養に入る、のうち第３号被保険者は前述の通り年金を支払わずに年金を掛けていることになります。

第３号被保険者以外は、定額で１人につき 15,040円 です。（**平成 26 年度は、15,250 円**になります。）

■失業保険や健康保険の給付、保険料の金額等いろいろ検討して、退職後どうするかを選んでいただければと思います。

また、それぞれに手続きが必要となりますので、不明点等も併せてお問い合わせください。

大事な お 知 ら せ

1. 健康保険・介護保険料率について

平成 26 年 3 月からの、健康保険・介護保険料率が発表されました。

健康保険料率は据え置きとなりましたので、今までと同じ額です。

介護保険料率は変更となりました。

（健康保険	4. 9 2 5 %	変更
＋（介護保険	0. 8 6 %	
健康保険	5. 7 8 5 %	
厚生年金	8. 5 6 %	

雇用保険 0. 5 %（建設 0. 6 %）

実際に社会保険料を変更するのは、（普通は）**4 月支払いの給料から引く分**からとなりますので、ご注意ください。

また、賞与は、**3 月 1 日以降支給する分**から変更してください。

2. 労働保険年度更新にかかる賃金集計について

去る 2 月に平成 25 年度労働保険料全 3 期の納付が終わったばかりですが、また 4 月になりましたら、平成 25 年度確定・平成 26 年度概算の労働保険料の計算のための、賃金集計をしなければなりません。

改めてご連絡いたしますが、以下のものが必要となりますので、準備方宜しくお願い致します。

①給与台帳（賞与含む）

（平成 25 年 4 月～平成 26 年 3 月支給分）

（パート、アルバイトも含む全員分）

②完成工事のことがわかるもの（建設業のみ）

工事名・工事期間・完成工事高

（平成 25 年 4 月～平成 26 年 3 月に完成した、**元請けの工事**について）

3. 被扶養者の健診について

生活習慣病予防健診の受け付けも始まっていますが、「特定健康診査」といって **40 歳～74 歳までの被扶養者**の方の健診について、受診券が送られてきます。

この受診券は、被扶養者本人ではなく被保険者本人の自宅に 4 月になると送られてきます。

もし、ご自宅に郵送できなかった場合は、会社に送られてくるそうですので、その際はご本人さんにお渡しください。

今月の付録

今回は、平成 26 年 3 月以降の社会保険料額表です。
ただし、長野県版ですので、**他都道府県版**をご覧ください。
なりたい方は、**お手数でも、以下の URL** をお願い致します。

<http://www.kyoukaikenpo.or.jp/g3/cat330/sb3150/h26/h26ryougakuhyou>

〒392-0022 諏訪市高島3-1201-90

宮坂社会保険労務士事務所

労働保険事務組合 諏訪労務管理センター

Tel 52-2444 Fax 52-6466

E-mail:

hiroka.miyasaka@misawakaiei.jp

このほっとレターは、当事務所・センターとご縁のあった方にお送りしています。

なお、記載の情報等は、当事務所ホームページにもありますので是非ご覧ください。

<http://misawakaiei.jp/sharoushi/index.html>

しゃろうし みやさかの
ひとりごと

— ハングルの教室 —

1
おし
2
と

時のたつのは早いものです。あーという

旬に3月にたつてしまいました。

3月は萌える春を迎える時であり 学生は
別れの時でもあります。

以前 書いたことがあります。私は週1回
ハングル教室に通っています。

もう3年も行っているのですがすっかり落ちこぼれて
います。

一緒に入った人や 後から入った人でも 先生と
いっしょに 声を出して スラスラと読んでいるのに
私には 今どこをよんでいるのか わからない
状態なのです。

子どもの頃からできる子ではなかったのですが
それでも 後からわかる喜びもありました。

しかし ここまで わからないのは はじめです。
あーあ。水泳教室にでも 行ったら
今より 200mくらい 泳げたかもしれない。

想定外でした。ソレ 習えは 読めたり 書けたり
できると 思っていたのですが。...

入門編を2年、初級を1年 やったけれど

単語もソレ 読めるくらいでしょうか？

教室の同級生に教えてもらい

今ごろに たつて 韓流ドラマにはまっています。

日曜日 9時から BSプレミアムでやる

「馬医」^{バイ} と NHK ^{PM} 11:00からやる

「トイ」^{トイ} ですよ。

夫は バカバカしいと 笑いますが そう

やめられません。

今まで 知らなかった 朝鮮の 宮殿の 美しさや
衣装とか 習慣とか 見ていると ハマります。

ハングル教室も 又 4月から はじまるのですが
続けていこうか やめようか 迷っています。

私のとくえと いったら だらだら 何でも
長くやっている状態です。ここは がんばって
行って ハングルに 話せるように 行ったら
韓国でも 北朝鮮でも 行って やろうか
とも 思っている 3月なのです。

平成26年3月分(4月納付分)からの健康保険・厚生年金保険の保険料額表

▶健康保険料率：平成24年3月分～ 適用
 ▶介護保険料率：平成26年3月分～ 適用
 ▶厚生年金保険料率：平成25年9月分～平成26年8月分 適用
 ▶児童手当拠出金率：平成24年4月分～ 適用

(長野県)

(単位:円)

標準報酬			報酬月額	全国健康保険協会管掌健康保険料				厚生年金保険料(厚生年金基金加入員を除く)			
				介護保険第2号被保険者に該当しない場合		介護保険第2号被保険者に該当する場合		一般の被保険者等		坑内員・船員	
				9.85%		11.57%		17.120%※		17.440%※	
等級	月額	日額		全額	折半額	全額	折半額	全額	折半額	全額	折半額
			円以上 円未満								
1	58,000	1,930	～ 63,000	5,713.0	2,856.5	6,710.6	3,355.3				
2	68,000	2,270	63,000 ～ 73,000	6,698.0	3,349.0	7,867.6	3,933.8				
3	78,000	2,600	73,000 ～ 83,000	7,683.0	3,841.5	9,024.6	4,512.3				
4	88,000	2,930	83,000 ～ 93,000	8,668.0	4,334.0	10,181.6	5,090.8				
5(1)	98,000	3,270	93,000 ～ 101,000	9,653.0	4,826.5	11,338.6	5,669.3	16,777.60	8,388.80	17,091.20	8,545.60
6(2)	104,000	3,470	101,000 ～ 107,000	10,244.0	5,122.0	12,032.8	6,016.4	17,804.80	8,902.40	18,137.60	9,068.80
7(3)	110,000	3,670	107,000 ～ 114,000	10,835.0	5,417.5	12,727.0	6,363.5	18,832.00	9,416.00	19,184.00	9,592.00
8(4)	118,000	3,930	114,000 ～ 122,000	11,623.0	5,811.5	13,652.6	6,826.3	20,201.60	10,100.80	20,579.20	10,289.60
9(5)	126,000	4,200	122,000 ～ 130,000	12,411.0	6,205.5	14,578.2	7,289.1	21,571.20	10,785.60	21,974.40	10,987.20
10(6)	134,000	4,470	130,000 ～ 138,000	13,199.0	6,599.5	15,503.8	7,751.9	22,940.80	11,470.40	23,369.60	11,684.80
11(7)	142,000	4,730	138,000 ～ 146,000	13,987.0	6,993.5	16,429.4	8,214.7	24,310.40	12,155.20	24,764.80	12,382.40
12(8)	150,000	5,000	146,000 ～ 155,000	14,775.0	7,387.5	17,355.0	8,677.5	25,680.00	12,840.00	26,160.00	13,080.00
13(9)	160,000	5,330	155,000 ～ 165,000	15,760.0	7,880.0	18,512.0	9,256.0	27,392.00	13,696.00	27,904.00	13,952.00
14(10)	170,000	5,670	165,000 ～ 175,000	16,745.0	8,372.5	19,669.0	9,834.5	29,104.00	14,552.00	29,648.00	14,824.00
15(11)	180,000	6,000	175,000 ～ 185,000	17,730.0	8,865.0	20,826.0	10,413.0	30,816.00	15,408.00	31,392.00	15,696.00
16(12)	190,000	6,330	185,000 ～ 195,000	18,715.0	9,357.5	21,983.0	10,991.5	32,528.00	16,264.00	33,136.00	16,568.00
17(13)	200,000	6,670	195,000 ～ 210,000	19,700.0	9,850.0	23,140.0	11,570.0	34,240.00	17,120.00	34,880.00	17,440.00
18(14)	220,000	7,330	210,000 ～ 230,000	21,670.0	10,835.0	25,454.0	12,727.0	37,664.00	18,832.00	38,368.00	19,184.00
19(15)	240,000	8,000	230,000 ～ 250,000	23,640.0	11,820.0	27,768.0	13,884.0	41,088.00	20,544.00	41,856.00	20,928.00
20(16)	260,000	8,670	250,000 ～ 270,000	25,610.0	12,805.0	30,082.0	15,041.0	44,512.00	22,256.00	45,344.00	22,672.00
21(17)	280,000	9,330	270,000 ～ 290,000	27,580.0	13,790.0	32,396.0	16,198.0	47,936.00	23,968.00	48,832.00	24,416.00
22(18)	300,000	10,000	290,000 ～ 310,000	29,550.0	14,775.0	34,710.0	17,355.0	51,360.00	25,680.00	52,320.00	26,160.00
23(19)	320,000	10,670	310,000 ～ 330,000	31,520.0	15,760.0	37,024.0	18,512.0	54,784.00	27,392.00	55,808.00	27,904.00
24(20)	340,000	11,330	330,000 ～ 350,000	33,490.0	16,745.0	39,338.0	19,669.0	58,208.00	29,104.00	59,296.00	29,648.00
25(21)	360,000	12,000	350,000 ～ 370,000	35,460.0	17,730.0	41,652.0	20,826.0	61,632.00	30,816.00	62,784.00	31,392.00
26(22)	380,000	12,670	370,000 ～ 395,000	37,430.0	18,715.0	43,966.0	21,983.0	65,056.00	32,528.00	66,272.00	33,136.00
27(23)	410,000	13,670	395,000 ～ 425,000	40,385.0	20,192.5	47,437.0	23,718.5	70,192.00	35,096.00	71,504.00	35,752.00
28(24)	440,000	14,670	425,000 ～ 455,000	43,340.0	21,670.0	50,908.0	25,454.0	75,328.00	37,664.00	76,736.00	38,368.00
29(25)	470,000	15,670	455,000 ～ 485,000	46,295.0	23,147.5	54,379.0	27,189.5	80,464.00	40,232.00	81,968.00	40,984.00
30(26)	500,000	16,670	485,000 ～ 515,000	49,250.0	24,625.0	57,850.0	28,925.0	85,600.00	42,800.00	87,200.00	43,600.00
31(27)	530,000	17,670	515,000 ～ 545,000	52,205.0	26,102.5	61,321.0	30,660.5	90,736.00	45,368.00	92,432.00	46,216.00
32(28)	560,000	18,670	545,000 ～ 575,000	55,160.0	27,580.0	64,792.0	32,396.0	95,872.00	47,936.00	97,664.00	48,832.00
33(29)	590,000	19,670	575,000 ～ 605,000	58,115.0	29,057.5	68,263.0	34,131.5	101,008.00	50,504.00	102,896.00	51,448.00
34(30)	620,000	20,670	605,000 ～ 635,000	61,070.0	30,535.0	71,734.0	35,867.0	106,144.00	53,072.00	108,128.00	54,064.00
35	650,000	21,670	635,000 ～ 665,000	64,025.0	32,012.5	75,205.0	37,602.5	※厚生年金基金に加入する方の厚生年金保険の保険料率は、基金ごとに定められている免除保険料率(2.4%～5.0%)を控除した率となり、次の範囲内で基金ごとに定められています。 厚生年金基金に加入する ・一般の被保険者の方…12.120%～14.720% ・坑内員の被保険者の方…12.440%～15.040% 加入する基金ごとに異なりますので、免除保険料率および厚生年金基金の掛金については、加入する厚生年金基金にお問い合わせください。			
36	680,000	22,670	665,000 ～ 695,000	66,980.0	33,490.0	78,676.0	39,338.0				
37	710,000	23,670	695,000 ～ 730,000	69,935.0	34,967.5	82,147.0	41,073.5				
38	750,000	25,000	730,000 ～ 770,000	73,875.0	36,937.5	86,775.0	43,387.5				
39	790,000	26,330	770,000 ～ 810,000	77,815.0	38,907.5	91,403.0	45,701.5				
40	830,000	27,670	810,000 ～ 855,000	81,755.0	40,877.5	96,031.0	48,015.5				
41	880,000	29,330	855,000 ～ 905,000	86,680.0	43,340.0	101,816.0	50,908.0				
42	930,000	31,000	905,000 ～ 955,000	91,605.0	45,802.5	107,601.0	53,800.5				
43	980,000	32,670	955,000 ～ 1,005,000	96,530.0	48,265.0	113,386.0	56,693.0				
44	1,030,000	34,330	1,005,000 ～ 1,055,000	101,455.0	50,727.5	119,171.0	59,585.5				
45	1,090,000	36,330	1,055,000 ～ 1,115,000	107,365.0	53,682.5	126,113.0	63,056.5				
46	1,150,000	38,330	1,115,000 ～ 1,175,000	113,275.0	56,637.5	133,055.0	66,527.5				
47	1,210,000	40,330	1,175,000 ～	119,185.0	59,592.5	139,997.0	69,998.5				

◆介護保険第2号被保険者は、1、40歳以上65歳未満の方であり、健康保険料率(9.85%)に介護保険料率(1.72%)が加わります。

◆等級欄の()内の数字は、厚生年金保険の標準報酬月額等級です。

5(1)等級の「報酬月額」欄は、厚生年金保険の場合「101,000円未満」と読み替えてください。

34(30)等級の「報酬月額」欄は、厚生年金保険の場合「605,000円以上」と読み替えてください。

◆平成26年度における協会けんぽの任意継続被保険者の標準報酬月額の上限は、280,000円です。

○被保険者負担分(表の折半額の欄)に円未満の端数がある場合

①事業主が、給与から被保険者負担分を控除する場合、被保険者負担分の端数が50銭以下の場合は切り捨て、50銭を超える場合は切り上げて1円となります。

②被保険者が、被保険者負担分を事業主へ現金で支払う場合、被保険者負担分の端数が50銭未満の場合は切り捨て、50銭以上の場合は切り上げて1円となります。

(注)①、②にかかわらず、事業主と被保険者の間で特約がある場合には、特約に基づき端数処理をすることができます。

○納入告知書の保険料額について

納入告知書の保険料額は、被保険者個々の保険料額を合算した金額になります。ただし、合算した金額に円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた額となります。

○賞与に係る保険料について

賞与に係る保険料額は、賞与額から1,000円未満の端数を切り捨てた額(標準賞与額)に、保険料率を乗じた額となります。

また、標準賞与額の上限は、健康保険は年間540万円(毎年4月1日から翌年3月31日までの累計額)となり、厚生年金保険と児童手当拠出金の場合は月間150万円となります。

○児童手当拠出金について

厚生年金保険の被保険者を使用する事業主の方は、児童手当等の支給に要する費用の一部として児童手当拠出金を全額負担いただくことになります。この児童手当拠出金の額は、被保険者個々の厚生年金保険の標準報酬月額及び標準賞与額に、拠出金率(0.15%)を乗じて得た額の総額となります。